

地域再生計画

- 1 地域再生計画の名称
浜田 d e しごと応援計画
- 2 地域再生計画の作成主体の名称
浜田市
- 3 地域再生計画の区域
浜田市の全域

4 地域再生計画の目標

島根県浜田市は、人口減少が続く状況にあり、日本創生会議が発表した「ストップ少子化・地方元気戦略」においても、消滅の可能性のある自治体に位置付けられたことから、平成 26 年度に女性職員によるプロジェクトチーム「CoCoCaLa（ここから）」を設置し、女性に住みよいまちづくりのための施策を検討するなど、人口増加に向けた取組みを進めている。

また、少子化と同時に高齢化が進み、浜田市内の介護サービス事業所等における人材が不足しているため人材確保が急務となっていることから、平成 27 年度より「シングルペアレント介護人材育成事業」の取組みを始めた。これは、市内に移住して介護サービスに従事しようとする介護職未経験のシングルペアレントに対し、受入事業所等の見学ツアーの実施、住宅の紹介、介護サービス事業所における研修の実施、子どもの養育費や住宅費への助成、自家用車の提供などの包括的な支援を行い、人口減少と少子化に歯止めをかけ、介護サービス人材の確保を図るものである。今後は、都会地等からの移住促進を単独自治体で進めていくことには限界もあるため、他の自治体との連携を図りつつ展開していく。

また、移住促進には仕事の確保が重要であることから、農林漁業など各職種を対象としたインターンシップ事業により働き方の検証を行いながら移住支援に取組み、併せて民間組織を立ち上げる等、総合的な移住支援の確立と自立を目指す。

4-1 地域の現状

浜田市は島根県西部に位置し、北は日本海、南は広島県に接する地方都市である。中国山地が日本海まで迫っているため、市の大部分は丘陵地や山地であり、まとまった平地には恵まれていない。一方、切り立ったリアス式地形と砂丘海岸の織り成す海岸線は、優れた自然景観と天然の良港をもたらしている。

平成 17 年 10 月には浜田市、金城町、旭町、弥栄村、三隅町の 5 市町村が合併し、人口 6 万 3 千人の新浜田市として新たなスタートを切ったところであるが、平成 28 年 5 月現在では人口約 5 万 6 千人と、人口減少が続い

ており、直近 10 年間で人口が約 10%減少する深刻な状況となっている。

住民基本台帳で平成 22 年と平成 27 年の 5 月 1 日現在の数値を比較すると、全人口に対する老年人口（65 歳以上）の割合が、31.1%から 34.4%と増加している一方、20 歳～39 歳の子どもを産み育てる若い世代が 19.2%から 18.0%と減少しており、20 年後にその世代になる 0 歳～19 歳の子ども世代は更に減少する見込みとなっている。

また、平成 22 年の 15 歳～19 歳の人口が、5 年後の平成 27 年に 20 歳～24 歳になったときに△440 人と大きく減少しており、高校卒業後の進学・就職で市外へ多数流出していると推察される。

浜田市において、人口減少に歯止めをかけるためには、出生数を増やすとともに浜田市外からの U・I ターン者の受入れ、特に子育てをする若い世代の増加を図る必要があり、都会地等から呼び込むためには、ターゲットを絞った戦略が必要となっている。

4-2 地域の課題

高齢化の進展により、浜田市内の介護職場における人材が不足していたため、シングルペアレント介護人材育成事業を構築したところ、全国的にも例の無い取組みということもあり、メディアを始め、他の自治体にも注目をされた。しかし、事業開始以降、仕事が合わないあるいは生活環境が合わないなどを理由に辞退をされる人が出てきていることが課題となっている。また、同じく人手不足で人材を募集している農林水産業や伝統工芸の分野においても、農業や伝統工芸の仕事のみでは暮らしていけない、漁業をしたくても長期間船に乗るのはきつといったことから、定着に結び付いていない。これらは、主に働き方に課題があると考えている。移住後の働き方としては、半農半 X といった副業を持ち、生活費を確保しながら農業することについて支援を行うなど施策の提案も行っているところだが、特に若手が担い手となるために必要な働き方を検証し、提案していくことが必要である。

4-3 目標

保健・医療・福祉サービスが充実し、移住を望む若者が安心して働き、定住できるまちとするために、都会地のシングルペアレントの移住支援を単独自治体で進めていくのではなく、同様の支援を行う他の自治体と連携を図り、保健・医療・福祉分野で不足している人材育成・確保につなげ、併せて若い世代の人口増加を目指す。

農林漁業など各職種を対象としたインターンシップ事業を通じて働き方の検証を行いながら移住支援に取組み、併せて民間組織を立ち上げ、移住窓口の一本化を図る取組みにより総合的な移住支援の確立を目指す。

【数値目標】

本計画により浜田市へ移住した世帯の数

平成 28 年度 9 世帯 → 平成 30 年度 21 世帯

5 地域再生を図るために行う事業

5-1 全体の概要

市内に移住して介護サービスに従事しようとするシングルペアレントに対し、受入事業所等の見学ツアーの実施、住宅紹介、事業所における研修費用の助成、子供の養育費や住宅費の助成、自家用車提供など包括的な支援を実施し、人口減少と少子化に歯止めをかけ、人材の確保を図る。

移住者に対する人材育成は1年間限定であるが、雇用継続と経験・資格に応じた給与増により、移住者の定住と移住者増を目指す。また、移住者の暮らす地区に相談員を配置し、生活、就労面の相談に乗る体制も整えていく。

1年目以降にひとり親支援を行う他の自治体との協働による移住相談会を開催するなど、広域的な連携を図りながら効果的な人材確保を目指し、2年目からは対象施設をグループホームや老人保健施設などに拡充し、対象職種を看護師や保育士にも拡大するなど、継続的に移住施策の中心として展開する。

また、2年目からは、浜田市への移住促進と移住後の定着率を向上させるために必要な働き方の検証を目的に、様々な職種を対象とした（仮称）浜田deしごと合宿インターンシップ事業を実施し、併せて浜田市全体の移住支援を行う支援組織を立ち上げ、3年目よりインターンシップ事業など移住支援に関する業務を委託し、事業に係る手数料等による組織の自立化と移住支援窓口の一本化を図る。

5-2 第5章の特別の措置を適用して行う事業

地方創生推進交付金（内閣府）：【A3007】

1 事業主体

浜田市

2 事業の名称及び内容：浜田deしごと応援事業

本事業は、当市において、市内に移住して介護サービスに従事するシングルペアレントに対し、研修費の助成、子供の養育費や自家用車の提供など官民一体となった包括的な支援を実施し、不足している介護サービス人材の確保を図りつつ、担い手不足が深刻な農林水産業や伝統工芸の分野も含め、働き方改革についての調査等を短期滞在型の合宿型インターンシップ事業により実施する。

また、浜田市全体の移住支援を行う支援組織を立ち上げ、移住支援窓口の一本化を図る。

3 事業が先導的であると認められる理由

【官民協働】

- ・都市部から地方への人の流れという課題と、人材の確保という地方の課題に対して、官民協働で取り組むためのスキームを確立し、後に

設置する総合的な移住支援組織との協働により移住施策を展開していく。

【地域間連携】

- ・ひとり親支援を行う他の自治体と合同の移住相談会等を開催することにより効果的な宣伝に繋がり、お互いに必要な人材の確保に繋がる。

【政策間連携】

- ・移住分野、介護・福祉分野、農林水産業の分野など多岐に渡る分野に関する支援に対し、民間支援組織を窓口として一本化することにより、移住希望者へのワンストップ化が図られる。

【自立性】

- ・市の一般財源、ふるさと島根定住財団からの補助、移住支援組織の構成団体からの会費、事業実施の際に得る参加料などにより、本交付金に頼らず 3 年後から自立を図っていく。また、本事業を活用した人材が所得向上や資格取得等により地域貢献していく。

4 重要業績評価指標（KPI）及び目標年月

	平成 29 年 3 月末	平成 30 年 3 月末	平成 31 年 3 月末
本事業により浜田市へ移住した世帯の数	6 世帯	6 世帯	6 世帯

5 評価の方法、時期及び体制

平成 29 年 8 月に外部有識者を含めた審議会を開催し、個々の事業について、PDCA サイクルによる検証を実施する。また、市内に立地する新聞社の代表に意見聴取する。平成 29 年 9 月には、外部組織の検証結果を踏まえ、浜田市議会で検証する。

6 交付対象事業に要する費用

① 法第 5 条第 4 項第 1 号イに関する事業【A3007】

- ・総事業費 31,210 千円

7 事業実施期間

地域再生計画認定の日から、平成 31 年 3 月 31 日（3 ヶ年度）

8 その他必要な事項

特になし

5-3 その他の事業

5-3-1 地域再生基本方針に基づく支援措置

該当なし

5-3-2 支援措置によらない独自の取組

(1) 定住相談事業

事業概要：U・I ターン希望者の住居や雇用等についての相談の受け付けをはじめ、市内への定住に結び付く施策を実施する。

事業主体：浜田市

事業期間：平成 28 年度～平成 30 年度

(2) はまだ暮らし応援事業

事業概要：空き家の活用を目的とした改修補助、U・I ターン者と意見交換会の開催など、浜田市の定住に繋がる支援を行う。

事業主体：浜田市

事業期間：平成 28 年度～平成 30 年度

6 計画期間

地域再生計画認定の日から平成 31 年 3 月 31 日

7 目標の達成状況に係る評価に関する事項

7-1 目標の達成状況に係る評価の手法

毎年度、外部有識者を含めた審議会を開催し、個々の事業について、PDCA サイクルによる検証を実施する。また、市内に立地する新聞社の代表に意見聴取する。

7-2 目標の達成状況に係る評価の時期及び評価を行う内容

審議会における検証時期を平成 29 年 8 月とし、市議会における検証を同年 9 月とする。

7-3 目標の達成状況に係る評価の公表の手法

毎年度、検証後、速やかに浜田市ホームページで公表する。